新潟市議会事務局職員記章要領

新潟市議会事務局職員(以下「職員」という。)が,各種会議,視察及び来訪市の応待等 (以下「会議等」という。)の際,市議会事務局職員であることを表示する必要がある場合 にはい用する記章及びその取扱いについては,下記のとおりとする。

記

- 1 記章の制式は,全国市議会共通事務局職員記章規程(昭和33年2月18日議決)に定める事務局職員章とする。
- 2 記章は,職員にのみ貸与する。
- 3 記章の貸与・保管の書証所掌は,総務課長とする。
- 4 職員が会議等のため記章の貸与を受けようとするときは、用務・目的等を申し出るものとする。
- 5 用務・目的等が終了したときは、すみやかに記章を返還しなければならない。
- 6 職員は,貸与された記章をき損し,又は紛失したときは,直ちにその事由を申し出なければならない。この場合,全国市議会議長会で領布する実費を徴収する。ただし,災害その他やむを得ない事由のあるときは,実費を徴収しない。
- 7 記章は,他人に貸与し,又は譲渡してはならない。
- 8 この要領は,昭和61年6月16日から適用する。
- 9 この要領適用前に貸与された記章は,返還されたものとみなし廃棄処分とする。